

第2期狛江市教育振興基本計画（素案）

平成26年10月

狛江市教育委員会

目次

1	総論	1
2	教育理念	2
3	教育目標	3
4	個別施策	3
	■学校教育	
1	教育活動の展開「知」	5
2	教育活動の展開「徳」	6
3	教育活動の展開「体」	7
4	個々の児童・生徒への支援	8
5	子どもの安全確保	9
6	学校運営・教員の活動への支援	10
	■社会教育	
7	学習機会の提供	11
8	学習情報の提供	12
9	スポーツ・レクリエーション活動の支援	13
10	歴史遺産の保存と活用	14
	■教育行政	
11	教育行政の推進	15
12	教育環境の整備	16

1. 総論

i) 策定の背景

現行の狛江市教育振興基本計画は平成 23 年 3 月に策定し、これまで約 3 年にわたり、市の教育行政の指針となってきた。この間、学校施設の耐震化や普通教室への空調設置、中学校給食中止に伴うランチサービスの開始、アレルギー・アナフィラキシー対応に係るホットライン締結と専用 PHS の配備、小学校へのタブレット端末の配備、東京都特別支援教育モデル事業の実施、東京国体の開催、図書館の祝日開館や開館時間延長の試行など、教育委員会として一定の取組みを進めてきた。

一方、市においては、市長交代に伴い、平成 25 年 3 月に狛江市後期基本計画が策定されたほか、狛江市公共施設整備計画や狛江市行財政改革推進計画など、市の行政の基幹となる計画が順次策定又は改定されてきた。また、この間、国や都の教育行政の最上位計画の改定、いじめや体罰の社会問題化、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、市を取り巻く環境も大きく変化してきた。特に、平成 27 年 4 月 1 日に施行する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新教育長の選任をはじめとした教育委員会制度改革は、首長と教育委員会の関係を改めて整理するとともに、教育委員会の役割をより明確化するものである。

教育委員会では、これら市の教育を取り巻く環境の変化と平成 25 年度の教育委員会の自己点検と評価に関する審査会の答申を踏まえ、狛江市教育振興基本計画を改定することとした。

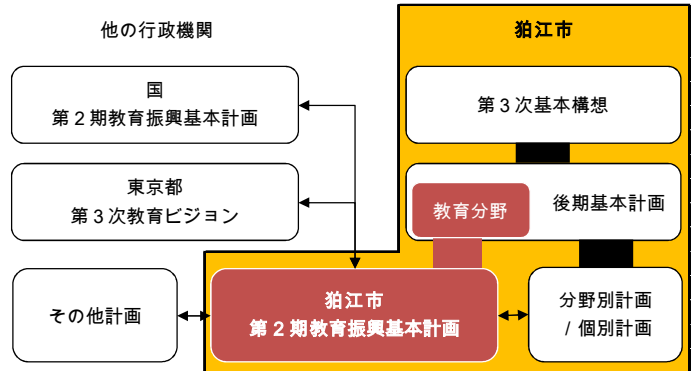
ii) 計画の位置付けと基本的な考え方

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項*の規定に基づき、狛江市教育委員会が定める『狛江市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画』で、狛江市後期基本計画に基づ

く狛江市の教育分野のマスタープランとする。

また、市の教育以外の分野の各種計画との整合を図るほか、国や都の関連計画の内容も参酌し、関係部局や他の行政機関の取組みとも調和しながら市の教育行政全般を推進する。

■計画の位置付け



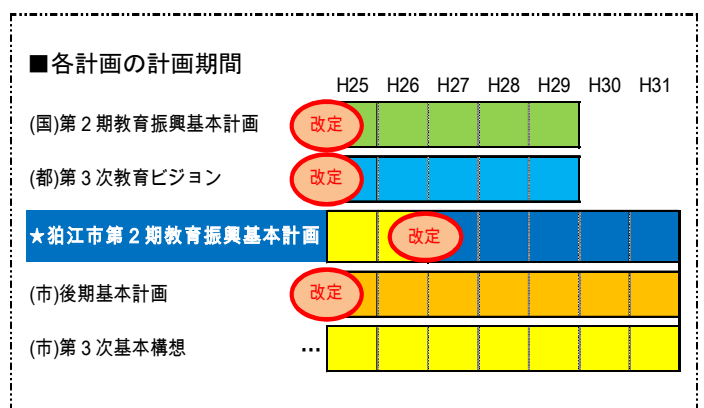
iii) 計画名称

この計画の名称は「第 2 期狛江市教育振興基本計画」とする。

iv) 計画期間

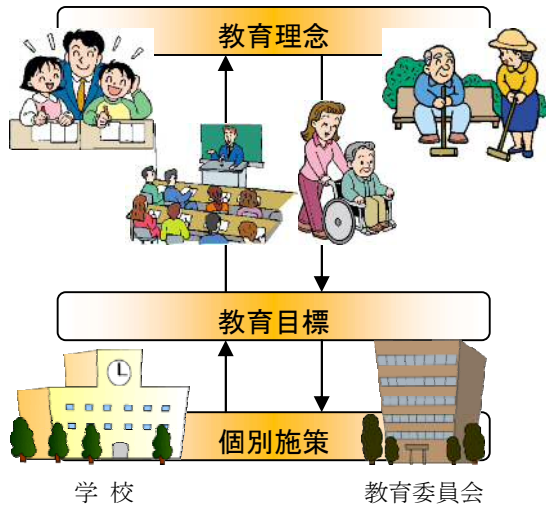
この計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とする。

ただし、急激な社会情勢の変化や関連計画の改定により、市の教育行政を取り巻く環境に著しい変化が生じたときは、計画の見直しも含め、柔軟に対応していく。



v) 計画の構成

この計画は、「教育理念」「教育目標」「個別施策」の三層で構成する。教育理念は、教育委員会や教育機関のほか、教育に関わるすべての主体が共有する理念であり、教育目標と個別施策は、教育委員会と教育機関が教育理念の実現をめざして取り組んでいくものである。



※教育基本法第17条第2項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 教育理念

教育理念は、教育委員会や教育機関はもとより、市の関係部局や関係機関、家庭、地域、事業者、NPOなど、教育に関わる活動を実践するすべての主体が共有するものである。

この計画では、平成23年に策定した狛江市教育振興基本計画において定めた教育理念の基本的な考え方は概ね踏襲するものとし、次のとおり定める。

■教育理念

- 未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し、健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探究し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。
- 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

3. 教育目標

教育目標は、教育理念の実現に向けて、教育委員会と教育機関が取り組むすべての事柄における基本的な目標となるものである。

この計画では、平成23年に策定した狛江市教育振興基本計画において定めた教育目標の基本的な考え方は概ね踏襲し、次のとおり定める。

■教育目標

- (1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- (2) 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- (3) すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

4. 個別施策

個別施策は、教育目標の達成に向けて、教育委員会と教育機関が取り組む施策を体系的に整理したものである。(3分野・12施策)

分野	施策
学校教育	1 教育活動の展開『知』
	2 教育活動の展開『徳』
	3 教育活動の展開『体』
	4 個々の児童・生徒への支援
	5 子どもの安全確保
	6 学校運営の支援と教員の育成
社会教育	7 学習機会の提供
	8 学習情報の提供
	9 スポーツ・レクリエーション活動の支援
	10 歴史・文化遺産の保存と活用
教育行政	11 教育行政の推進
	12 教育環境の整備

■各項目の内容と計画書の見方

それぞれの施策項目には「主な内容」「教育目標との関係」「取組方針」「主な実施主体」「重点項目」をまとめている。

①主な内容

施策の主な内容

②教育目標との関係

施策が寄与する教育目標

(大きく寄与するものに◎, 寄与する目標に○)

③取組方針

施策における取組方針

④主な実施主体(連携・役割分担)

施策に関する取組みの実施主体

白抜き→色付き→色なしの順に関連度合いが大きい。

⑤重点項目

施策において重点的に推進する項目

1. 教育活動の展開『知』

■主な内容

学習指導要領、少人数指導、習熟度別指導等、ICT教育、個別対応の活用、学校図書館、市立図書館の活用、家庭学習等

○ 家庭への働きかけを通じた児童・生徒の学習意欲の向上と家庭での学習習慣の確立を促し、学力の定着に向けた基盤づくりを進めていく。

■教育目標との関係

- 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- ◎ 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

■主な実施主体(連携・役割分担)



■取組方針

- 学力をはじめとした個々の児童・生徒の状況の把握・分析に努めるとともに、それぞれの状況に応じた学習指導を展開し、確かな学力の定着と個々の能力の伸長に向けた基盤を構築していく。
- 各教科における習熟度別指導や少人数指導の充実を中心として、それぞれの状況に応じた指導とより専門的な指導の両面から、児童・生徒の個々の学力の定着と個々の能力の伸長を支援していく。
- ◎ 情報機器やデジタル教材等を活用し、効果的な学習指導を推進するとともに、ICT教育を通じて児童・生徒の情報スキル・情報リテラシー能力を高め、情報化社会の進歩に対応できる能力の育成を図っていく。
- 読書・基本的な知識・技能の習得に加え、個々の児童・生徒の思考力の育成とすべての学習の基盤となる言語能力の育成に努めていく。
- 学校図書館の活用や市立図書館の活用及び連携強化を通じて、児童・生徒の学習活動を支援し活動の支援と学習環境づくりを推進していく。

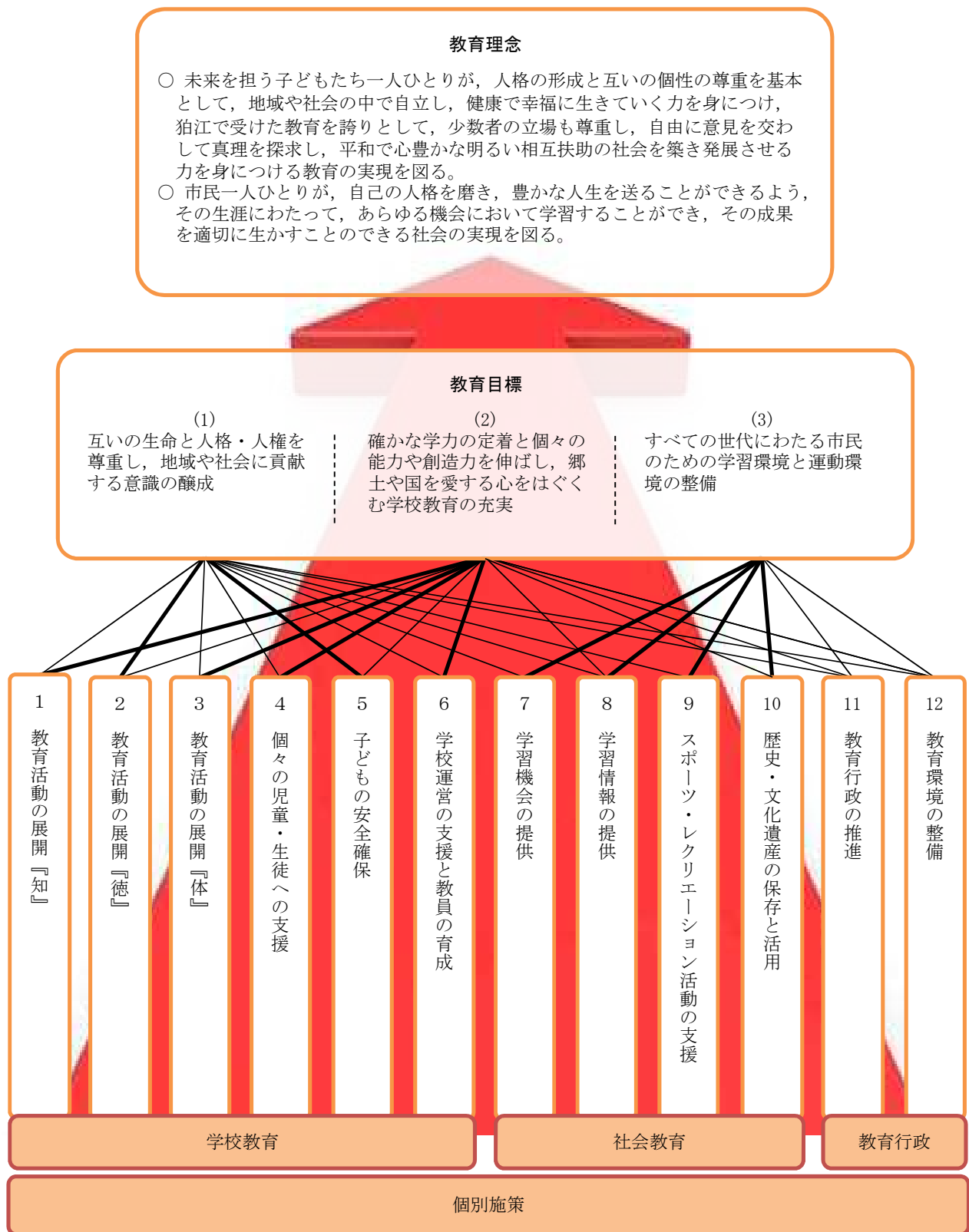
■重点項目

- 個々の児童・生徒の状況の把握・分析と、その結果に基づいた学習の指導
- ◎ 学習指導における習熟度別指導の活用
- 学校図書館と市立図書館の連携強化

【用語説明】

- 少人数指導 → 学習の進捗や状況に応じて少人数のグループに分けて行う指導のこと。
- ◎ 習熟度別指導 → 授業や指導の進捗に応じて少人数のグループに分けて行う指導のこと。少人数指導の1つの形態。
- ICT教育 → コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して行う教科指導や情報管理、授業支援に関する教育のこと。
- (Information and Communication Technology)
- 情報機器 → コンピュータをはじめとした情報通信機器のこと。
- デジタル教材 → 教科書や教材の内容をデジタル化して、電子黒板やタブレット端末で活用できるようにした教材のこと。
- 情報リテラシー → コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して、情報やデータを整理・活用する能力のこと。

■体系図



—— 教育目標の達成に大きく寄与する
 —— 教育目標の達成に寄与する

1. 教育活動の展開「知」

■主な内容

学習指導全般，少人数指導¹，習熟度別指導²，ICT教育³，情報機器の活用，学校図書館，市立図書館の活用，家庭学習等

■教育目標との関係

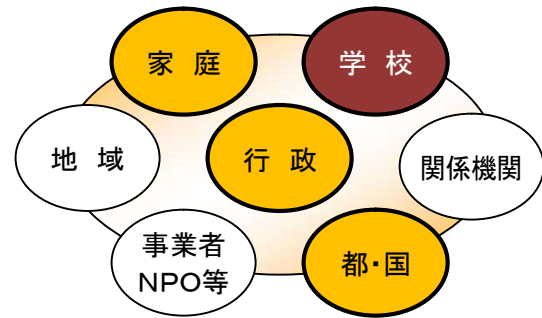
○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 学力をはじめとした個々の児童・生徒の状況の把握・分析に努めるとともに，それぞれの状況に応じた学習指導を展開し，確かな学力の定着と個々の能力の伸長に向けた基盤を構築していく。
- 各教科における習熟度別指導や少人数指導の充実を中心として，それぞれの状況に応じた指導とより専門的な指導の両面から，児童・生徒の確かな学力の定着と個々の能力の伸長を支援していく。
- 情報機器⁴やデジタル教材⁵等を活用し，効果的な学習指導を推進するとともに，ICT教育³を通じて児童・生徒の情報モラル・情報リテラシー⁶能力を高め，情報化社会の進展に対応できる能力の育成を図っていく。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え，個々の児童・生徒の思考力の育成とすべての学習の基盤となる言語能力の育成に努めていく。
- 学校図書館の充実や市立図書館の活用及び連携強化を通じて，児童・生徒の学習活動や読書活動の支援と学習環境づくりを推進していく。

- 家庭への働きかけを通じた児童・生徒の学習意欲の向上と家庭での学習習慣の確立を図り，学力の定着に向けた基盤づくりを進めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 個々の児童・生徒の状況の把握・分析と，その結果に基づく学習指導の実施
- 学習指導における情報機器等の活用
- 学校図書館と市立図書館の連携強化

【用語説明】

- ¹少人数指導
…学習の際に児童・生徒を少人数のグループに分けて行う指導のこと。
- ²習熟度別指導
…児童・生徒の習熟度に応じたグループに分けて行う指導のこと。少人数指導の1つの形態。
- ³ICT教育
…コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して行う教科指導や情報管理，情報技術に関する教育のこと。
(Information and Communication Technology)
- ⁴情報機器
…パソコンをはじめとした情報を処理したり，伝達・加工したりするための機器のこと。
- ⁵デジタル教材
…教科書や教材の内容をデジタル化して，電子黒板やタブレット端末で活用できるようにした教材のこと。
- ⁶情報リテラシー
…コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して，情報やデータを整理・活用する能力のこと。

2. 教育活動の展開「徳」

■主な内容

人権教育，道徳教育，伝統・文化理解教育，国際理解教育，情操教育，環境教育，キャリア教育¹等

■教育目標との関係

◎	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

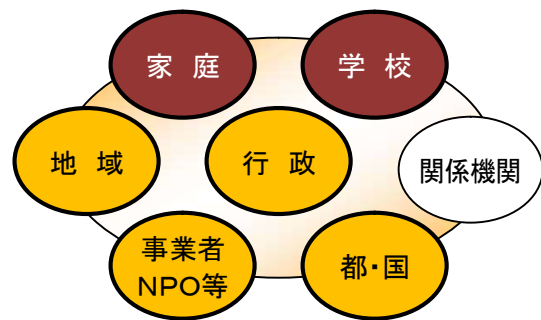
■取組方針

- 人権教育に対する教員の理解促進を通じて，各校の計画に基づく取組みの推進や指導の充実を図ることで，児童・生徒が平和を願い，互いの生命や人格・人権を尊重して，他者を思いやる心が育まれるような人権教育を推進していく。
- 地域の歴史遺産等の教育資源や専門性の高い人材を活用し，狛江市や日本の伝統・文化の理解促進と児童・生徒の郷土や国を愛する心の涵養を図るとともに，東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に多文化共生の理念に基づく国際理解教育を推進していく。
- 児童・生徒の豊かな感性が育まれるような情操・芸術教育を推進するための環境整備に努めるほか，各種イベント・プログラムや小学校低学年からの専門性の高い音楽指導を展開していく。
- 多摩川・野川など狛江市特有の自然や身近な素材を生かした環境教育を推進し，児童・生徒の環境保全意識を醸成していく。
- 教育活動における様々な場面で，他者との関わりの機会を提供するとともに，学級にお

ける個々の児童・生徒の状況の的確な把握に基づく温かな学級経営を推進し，より良い人間関係の中で児童・生徒のコミュニケーション能力と社会的スキル²の向上を図っていく。

○ 職場体験やボランティア活動への積極的な参加とその成果を生かしたキャリア教育¹を展開し，社会で必要な能力の育成と社会奉仕の精神を醸成していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 市の伝統・文化理解教育における市の歴史・文化遺産の活用
- 環境教育における市の自然環境の活用

【用語説明】

¹キャリア教育

…児童・生徒の勤労観や職業観を養い，働くことの意義や尊さを理解させるとともに，そのための能力を身に付けさせる教育のこと。

²社会的スキル

…円滑に社会生活を営んでいくうえで必要な基本的な技能のこと。ここでは，主に社会の中でより良い人間関係を築くための技能を指す。

3. 教育活動の展開「体」

■主な内容

学校保健，学校体育，部活動，食育，健康教育，学校給食等

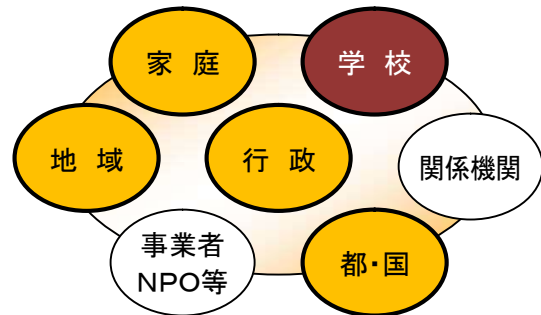
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 保健指導や健康診断等による学校保健を推進し，感染症予防や熱中症予防も含め，児童・生徒の健康の保持と望ましい学校環境の維持を図っていく。
- 個々の児童・生徒の運動習慣等の把握・分析とその結果に基づく指導や各校の課題に即した取組み等のほか，家庭とも連携して児童・生徒の運動習慣の確立と体づくりに取り組んでいく。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた各種取組みを推進するとともに，その成果を学校間で共有化することで，市全体で児童・生徒の健康増進と体力向上に取り組んでいく。
- 部活動においては，各種大会等への参加に対する財政的支援に加え，専門性の高い指導ができる人材や地域の人材を積極的に活用することで，部活動の充実を図っていく。
- 学校給食の提供や給食食材における地場野菜の使用等による食育の推進のほか，食に関する意識啓発に向けた家庭への働きかけを通じて，健康教育の推進や基本的な生活習慣の確立，児童・生徒の体づくりを支援していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 児童・生徒の運動習慣等の把握・分析とその結果に基づく指導
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組みの推進

4. 個々の児童・生徒への支援

■主な内容

特別支援教育¹，教育相談，適応指導²，学校カウンセリング，就学援助³，奨学金等

■教育目標との関係

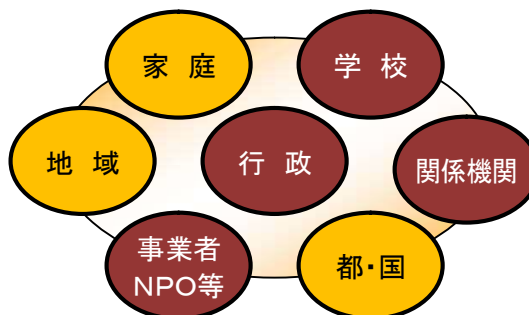
○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 支援が必要な児童・生徒の現状を的確に把握し，それぞれに適した場所で，それぞれの状況や教育ニーズに応じた必要な指導・支援を行っていく。
- 児童・生徒に対するカウンセリングや支援員の配置，ケース会議の開催による個別対応等の取組みを進めるほか，教員に対する研修を通じた特別支援教育に関する教員の理解促進とスキルアップを図り，すべての児童・生徒の学習活動を支えていく。
- 各学校や教育研究所⁴，民間施設等との連携の更なる強化を進め，個々の児童・生徒の状況を踏まえた学習環境の確保・提供を行っていく。
- 特別支援教育に関し，関係部署や関係機関等との情報交換・調整を円滑に行うための連携のしくみを構築するほか，家庭や地域への働きかけを通じて，市民への周知・理解促進に努めていく。
- 児童・生徒個々の状況や家庭の状況に起因した教育格差が生じないように，支援が必要な家庭の経済的な負担を軽減し，すべての子どもの学習機会の確保に努めていく。
- 日本語に不慣れな海外からの帰国児童・生

徒や外国人児童・生徒等が円滑な学校生活を送れるよう，日本語指導等を通じた支援を行っていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 学校や教育研究所等との連携強化
- 特別支援教育に関する連携のしくみの構築

【用語説明】

- ¹特別支援教育
…障がいのある児童・生徒の教育ニーズに応じた指導と必要な支援を行う教育のこと。
- ²適応指導
…不登校の児童・生徒に対し，個別に行う指導のこと。市では教育研究所に適応指導を行うための教室を設置している。
- ³就学援助
…経済的な理由により学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に対し，必要な経費を援助する制度のこと。
- ⁴教育研究所
…市の教育の充実と振興を図るために昭和46年に設置された教育機関。主に教育に関する資料収集や調査・研究，教職員研修，教育に関する相談，不登校の児童・生徒の適応指導を行っている。現在は，狛江駅徒歩3分(元和泉1丁目・小田急線線路沿い)にある。

5. 子どもの安全確保

■ 主な内容

生活指導, いじめ防止, 安全教育, 防災教育, 通学路の安全対策, アレルギー・アナフィラキシー^{1,2}対応, 放射能対策, 危機管理等

■ 教育目標との関係

◎	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

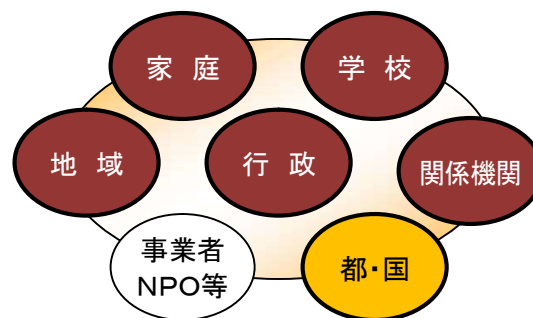
■ 取組方針

- 警察等の関係機関と連携し, 情報機器の適正利用に向けた家庭への働きかけを図るほか, 児童・生徒の問題行動を未然に防止するための生活指導と学習指導を行っていく。
- 教育委員会・学校・家庭・関係機関がそれぞれの役割を担い, いじめの未然防止に努めるほか, 学校における児童・生徒への適切な指導と早期発見・早期対応に向けた学級内の状況把握に努め, いじめ発生時に組織的な対応を図るための体制づくりを進めていく。
- 地域や関係機関と連携した避難訓練等, 児童・生徒の安全を確保するうえで実効性の高い取組みを推進するとともに, 学校内外における生活全般に関するの安全教育を推進し, 自らの安全を自ら確保できるような意識や態度を育てていく。
- 災害発生時には生徒も地域の一員として市民の命を守るという観点から, 平時から地域との交流を進めるほか, 災害時に避難所となる学校(体育館)の機能の強化に向けて, 関係部署や関係機関と連携して必要な対策を講じていく。
- 地域や関係機関と連携して, 防災・防犯や

交通安全に向けた児童・生徒への働きかけや信号機, カラー舗装³等の整備を行うとともに, 地域における見守り体制の構築を進めていく。

- アレルギー・アナフィラキシー^{1,2}の発症を防ぎ, 緊急時にも的確な対処を行うことができるよう, 個々の児童・生徒の状況把握と研修等を通じた教員の理解促進に努めるほか, 緊急時における医療機関との連携を充実していく。
- 放射線については, 市の方針に則り, 学校施設や給食食材における安心・安全の見える化と迅速な情報提供に取り組んでいく。
- 様々な角度から児童・生徒の安全を確保するため, 関係部署や関係機関との連携や家庭への働きかけを積極的に行うほか, 教育委員会や学校における危機管理体制の強化に向けた検討を進めていく。

■ 主な実施主体(連携・役割分担)



■ 重点項目

- いじめ防止対策の推進
- 教育委員会や学校における危機管理体制の強化

【用語説明】

- ¹アレルギー
…食物の摂取等により過剰な免疫反応を引き起こし, 身体に症状が出てくるものこと。
- ²アナフィラキシー
…同時に複数のアレルギー症状が起こった状態。
- ³カラー舗装
…道路の路側帯などをカラー標示すること。

6. 学校運営の支援と教員の育成

■主な内容

教員の人材育成，教育研究，学校経営，学級経営，学校第三者評価¹等

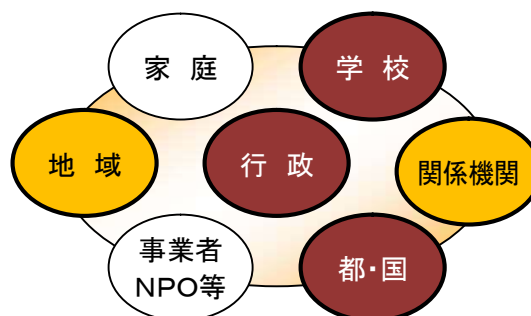
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 個々の児童・生徒の現状把握・分析とその結果を活かした学級経営の充実に努めるとともに，各種研修の実施や校内研究の推進，指導教諭の育成・活用を進め，教員の人材育成を図っていく。
- 学校による教育課題研究を支援するほか，その研究成果を学校や教員間で共有・実践することで，市の教育課題に対し効果的な解決を図っていく。
- 教員の体罰に関する意識啓発や指導の改善に向けた情報提供に加え，校長を中心に体罰を許さない学校の雰囲気づくりに努めていく。
- OJT²の推進等による指導主事³の育成に努め，学校に対する指導・助言を充実させることで，学校における円滑で適正な教育活動を支援していく。
- 学校経営の充実に努める観点から，研修等を通じた学校管理職⁴の育成に努めるとともに，実効性のある学校評価を推進していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 個々の児童・生徒の現状把握・分析を活用した学級経営
- 体罰の根絶に向けた取組みの推進

【用語説明】

- ¹学校第三者評価
…第三者の視点から各学校の教育活動や学校経営に関する評価を行う。狛江市では有識者4人で構成する委員会により評価を行っている。
- ²OJT (On the Job Training)
…職務の遂行を通じて行われる教育・訓練のこと。
- ³指導主事
…法律に基づき教育委員会に配置する職員で，各学校の教育課程や学習指導など学校教育の専門的な事項に関する教員への指導を行う。
- ⁴学校管理職
…学校における管理職(校長・副校長)をいう。

7. 学習機会の提供

■主な内容

公民館事業，各種教育施設の貸出し，市民活動に関する情報収集・情報提供等

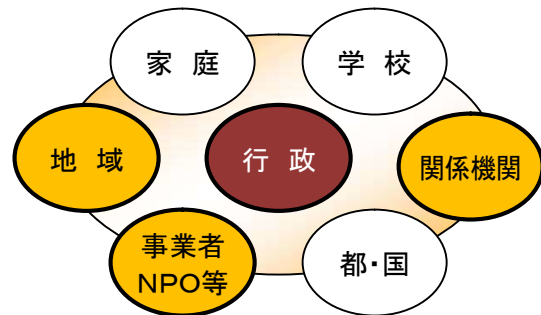
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 地域や行政など様々な場所で活動する個人や団体に対して，それぞれの活動内容に応じた場の確保に努め，市民の活動の機会の提供を推進していく。
- 関係部局と連携しながら，個人や団体が行う活動内容等に関する情報の収集と発信に努めることで，それぞれの活動の更なる活性化を図るほか，個人の新たな活動に向けたきっかけづくりを行っていく。
- 市民ニーズや社会情勢等を踏まえ，公民館を中心として時代に即したプログラムを市民に広く提供することで，市民の学習の機会を提供するとともに，人と人との繋がりを創出し，市民が主体となった地域づくりに繋げていく。
- 公民館等の運営においては，地域で活動している個人や団体と協力し合いながら，地域の実情に応じた運営を進め，個人や団体の円滑な活動を行政とともに支援していく。
- 関係部局との連携・役割分担のもと，市全体として，有機的に地域の人材の発掘・育成を推進していくための基盤づくりを進めるほか，その役割に基づいた各種の取組みを展開していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 市民の自主的な活動の促進に向けた市民ニーズや社会情勢等を踏まえたプログラムの提供
- 関係部局と連携した地域の人材の発掘・育成

8. 学習情報の提供

■主な内容

市立図書館における資料収集・貸出し，利用支援サービス，市民向け事業等

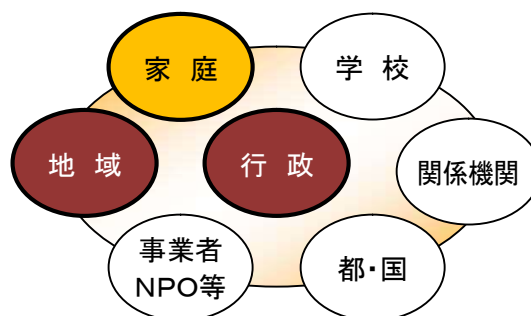
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 資料貸出しをはじめとした市立図書館における各種サービスの提供や，学校図書館や他の図書館施設等との連携により，市民全体の図書館利用を促進していく。
- 市民ニーズや時代の変化等を的確に捉え，それらに応じて広く資料の収集を進めるほか，各種の事業・サービスを企画，展開していく。
- すべての市民が必要な情報を円滑に取得することができるよう，利用者の状況に応じた図書館サービスを展開するとともに，関係部署と連携し，それらのサービスに関する情報を広く周知していく。
- 図書館サービスの提供にあたっては，地域の協力のもと，各種事業を展開するとともに，そのための人材育成を進めていく。
- 利便性の向上に向けた図書館サービスの充実と並行して，より効果的なサービス提供と図書館運営が図られるよう，業務の効率化を推進していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 市民ニーズや時代の変化等を踏まえた事業・サービスの企画，展開
- 地域と協力した図書館事業の展開

9. スポーツ・レクリエーション活動の支援

■主な内容

体育施設の貸出し，スポーツ事業，障がい者スポーツ事業，総合型地域スポーツクラブ¹等

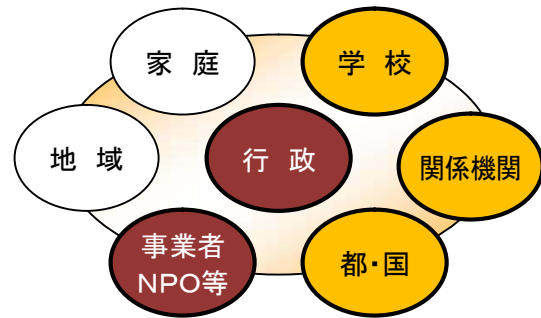
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- スポーツ・レクリエーション活動ができる施設の提供や関係部局と連携した各種スポーツイベントの開催等を通じて，障がいの有無に関わらず，誰もがスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会を提供していく。
- 関係部局と連携した東京オリンピック・パラリンピックに関する各種事業の企画・運営を通じて，スポーツ文化の醸成とまちの活性化に繋げていく。
- 地域におけるスポーツ文化の醸成に向けて，総合型地域スポーツクラブの運営支援を行っていく。
- 各種事業の展開にあたっては，体育協会，総合型地域スポーツクラブ¹，指定管理者²等の関係団体と市の間で適切な役割分担を行い，市民のスポーツ・レクリエーション活動を効果的かつ効率的に支援していく。
- スポーツ・レクリエーション活動の振興にあたっては，自然環境をはじめとした市の特徴や特性を活用した市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援に努めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種事業の企画・運営
- 市の特徴や特性を活用したスポーツ・レクリエーション活動の推進

【用語説明】

¹総合型地域スポーツクラブ

…「狛〇くらぶ」。法律に基づき，平成 23 年に地域の人を中心として設立された。地域のコミュニティの拠点となることが期待されている。

²指定管理者

…地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために，期間を定めて指定する団体のこと。狛江市では体育施設，文化施設などに指定管理者制度を導入している。

10. 歴史・文化遺産の保存と活用

■主な内容

歴史遺産の調査・研究と保存・活用，史料の整理，古民家園¹の管理・運営，文化遺産，市史編さん事業との連携等

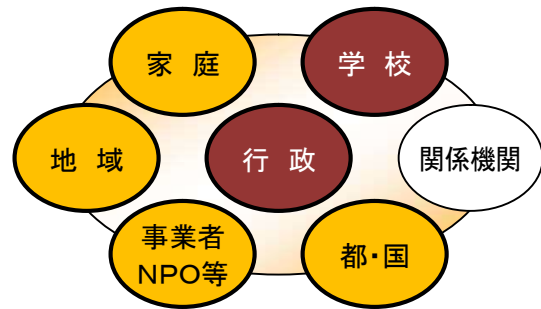
■教育目標との関係

	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 市内の歴史遺産の把握と調査研究を進めるとともに，将来に向けて継承できるよう，歴史遺産の保護や歴史資料の保存・管理を行っていく。
- 市に寄贈された文化財や歴史資料のほか，発掘調査に伴う出土遺物等の整理と保存・管理に努めるとともに，それらの展示スペース等への展示や講演会，講座等の企画を通じて，広く市内外に情報を発信し，まちのPRに繋げていく。
- 地域への愛着と郷土意識の醸成を図るため，学校と連携し，子どもに向けて地域の歴史や歴史遺産に触れる機会を提供していく。
- 古民家園の活用や散策ルートの策定，説明板の設置など，歴史遺産を活用したまちづくりを推進していく。
- 家庭や地域における異世代交流を通じて，地域の伝統的な生活文化や伝統芸能の継承を支援していく。
- これまでに蓄積した文化財・歴史遺産等の情報は，『新狛江市史²』の編さんに活用していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 歴史遺産の調査・研究と保存・管理
- 歴史遺産の公開促進と歴史遺産を活用したまちづくり
- 学校教育と連携した郷土学習の支援

【用語説明】

¹古民家園(元和泉 2-15-5)

…愛称:むいから民家園。地域文化の継承と発展のため，市民が利用できるように古い民家を復元・保存した施設。平成 14 年に狛江市立古民家園として開園し，平成 22 年には，西野川に残されていた旧高木家長屋門が民家園内に移築・復元された。

²新狛江市史

…狛江市の歴史をまとめた書物。平成 32 年の市制 50 周年に向けて編纂作業を行っている。

11. 教育行政の推進

■主な内容

情報発信, 情報収集, 相談, 人材育成, 組織, 行政評価, 教育委員会制度改革対応等

■教育目標との関係

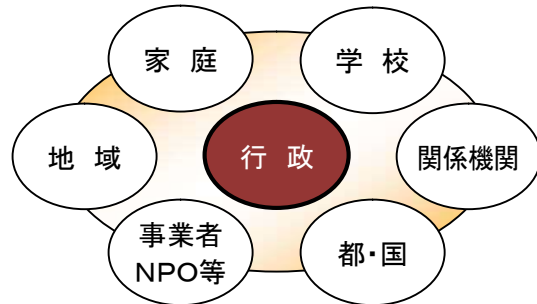
○	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
○	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 教育委員会における広報業務のあり方を見直し, ねらいを持った教育広報を展開するほか, 様々な媒体を活用し, 情報を多角的に発信していく。
- 教育行政に関する先進事例等の情報を広く収集するとともに, 市の教育行政に有効活用できるよう, 組織内における情報共有を進めていく。
- 各種相談機能を活用して, 教育行政に対する市民の意見を受け止め, 各種施策の展開に活用するほか, 教育行政相談制度¹の更なる活用に向けて制度の効果的な周知に取り組んでいく。
- 職員の人材育成と効率的かつ効果的な教育行政課題の解決を図るため, 部局横断的な組織(グループ)の設置・運用を推進していく。
- 教育委員会事業に関する新たな評価制度の設計・実施など, 教育振興基本計画の進捗管理と教育委員会事業の改善に向けたしくみの構築を進めていく。
- 教育委員会制度改革に伴う新たな教育委員会制度への円滑な移行を図り, 新制度の趣旨に則った教育行政の更なる推進と教育委

員会の円滑な運営を支えていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- プロジェクトチームやワーキンググループの活用
- 教育振興基本計画の着実な進捗に向けたしくみづくり

【用語説明】

¹教育行政相談制度

…法律に基づき, 教育行政に関する事務の全般に関する意見や要望について, 教育委員会に相談できる制度。狛江市では, 平成 14 年から教育委員会内に窓口を設置している。

12. 教育環境の整備

■主な内容

施設整備，施設維持管理，地域連携，学校間（異校種間¹）連携，関係機関との連携，産官学連携²，家庭支援等

■教育目標との関係

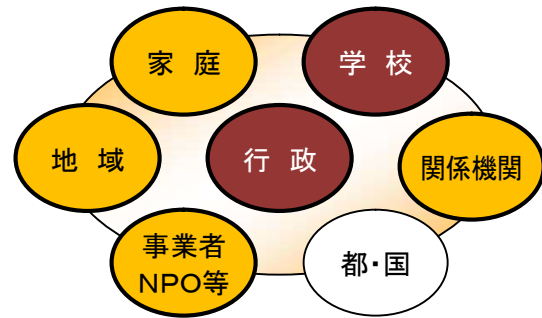
○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
○	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 学校施設の耐震化等を進め，児童・生徒に安全な学習環境を提供するほか，災害時に避難所となる学校施設の特性を踏まえ，関係部局や関係機関と協力し，必要な機能の確保と地域住民の安全を施設面から支えていく。
- 学校施設や社会教育施設等の管理や修繕を通じて，児童・生徒に快適な学習環境を提供するとともに，施設の機能の維持・向上に向けた整備・改善を図ることで市民の学習や活動の基盤を確保していく。
- 地域と学校の連携を深め，学校における教育活動の充実に繋げるほか，関係部局や関係機関と協力して地域人材の地域活動や教育活動への参画を促していく。
- 効果的な教育活動の推進と児童・生徒同士の交流が生み出す教育的効果等を踏まえ，小・中連携も含めた学校間の連携や学校と地域の連携，産官学の連携に取り組んでいく。
- 個々の子どもの育ちを切れ目なく支えていくため，保育所や幼稚園等の施設や関係機関との円滑な接続に向けた連携の強化に努めるほか，関係部局や関係機関の取組みに対する協力・支援を行っていく。

- 家庭の教育力の活用に向けた基盤を整えるため，児童・生徒への支援とあわせ，家庭への支援を行うことで，様々な角度から子どもの育ちを支えていく。

■主な実施主体（連携・役割分担）



■重点項目

- 地域人材の地域活動や教育活動への参画を促すためのしくみづくり
- 学校間連携・地域連携・産官学の連携・家庭との連携の推進

【用語説明】

¹異校種間連携

…小学校と中学校，中学校と高校など，種類が異なる学校間の連携のこと。

²産官学連携

…産（民間企業）・官（国・地方自治体）・学（大学などの教育機関・研究機関）の三者の連携のこと。